

石神遺跡(第16次)の調査

—第129次

1 はじめに

石神遺跡のこれまでの発掘調査では、大きく分けてA期(7世紀前半、斉明朝頃)、B期(7世紀後半、天武朝頃)、C期(藤原宮期)の遺構群を検出した。その結果、施設群の北限は第13・14次調査で検出した東西石組溝と東西堀であることが明らかとなった。昨年度はその北側で第15次調査を行ない、施設群の北側でも3時期の遺構を確認した。A期は調査区全体が沼で、B期には沼を埋める整地をし、L字形をなす幅の広い溝を設けている。C期には南から続く南北道路の西側溝や石敷が設けられている。今回の調査目的も、昨年度同様、石神遺跡施設群北側の状況を解明することである。

調査面積は673㎡で、調査期間は、2003年7月1日から2004年1月9日までで、調査体制は2班の引き継ぎで行なった。

2 検出した主な遺構

調査区の基本層序は、水田耕土、床土、包含層(灰色砂質土など)、各時期の整地土および堆積土、7世紀以前の自然堆積土である。検出した遺構の時期区分については、昨年度調査成果と同様である。

A期(斉明朝)

排水溝などの一部を掘り下げたが、建物等の遺構は検出できず、調査区全体が沼沢地であったと推定される。SX4050 遺構が形成されるB期より前に存在した沼沢地。これは第15次調査でも検出しており、本調査区も全域が含まれる。自然堆積と思われる明灰色砂礫層が、東および北へ緩く傾斜しており、その上面は調査区北辺東寄り最も低くなっている。その上に青灰色砂質粘質土が上下二層に堆積する。下層の一部には縞状の水成堆積も認められ、沼沢地の堆積層と考えられる。一方、上層は水成堆積がみられず、B期の整地土の可能性が高い。

B期(天武朝～持統朝中頃)

A期の沼沢池を埋め立てて整地し、南北溝などを設ける。堆積の状況から2時期に細分できる。

B-1期

南北溝SD4090 第15次調査で検出した、東流する東西

溝SD4089をうけて北流する南北溝の続きである。A期の沼を埋め立てた整地土を、約40cmほど掘る。東岸は急勾配で直線的であるが、西岸は緩傾斜で蛇行する。幅は南で約13m、北で約16mであり、北で西に広がっている。溝底の一部には10～20cm程度の礫を敷いている。その直上には所々に木屑が多く混じる砂混粘質土がある。浚渫時の掘り残しであろう。その上に均質な暗茶灰色粘土が約20cm堆積する。溝の東南部では、暗茶灰色粘土より上位の堆積土から、持統6年(692)を示す木簡が出土した。この溝の埋め立てに先立って投棄したものかは確定できないが、溝を埋め立てた整地土の下であるため、この年までは確実に溝が機能していたことがわかり、遺構の実年代を若干絞り込めるようになった。

調査区中央部では堤状に突出する遺構SX4110を検出した。先端付近には径20cm程の礫が多い。その対岸部分にトレンチを入れ断面観察したところ、堤状に高まる部分(SX4111)を確認した。また、溝の東岸、調査区南辺の拡張区でも堤状の遺構の一部SX4112を検出した。これは第15次調査区内、この溝の屈曲部で検出した南のSX4084と約12.5m、北のSX4110とは約13.5m離れ、ほぼ等間隔に位置する。これらはSX4084と同様、水制か土橋と思われる。溝の機能を考える上で興味深い。

SX4113 SD4090の西側で検出した円形の土坑で直径約4m。SD4090に暗茶灰色粘土が堆積したときにはその西岸と一体化していた。大量の木屑を含む。

SX4114 SD4115の東側石に接する石敷。東西約5m、南北約2mの範囲に径約20cmの石を敷く。SD4090の西岸への舗装路の可能性はあるが、用途は不明である。SD4115 幅約1.2m、深さ約0.3mの石組南北溝。調査区南西部西辺でその東岸を、南西隅の拡張部でその西岸を検出した。断ち割り調査の結果、石組溝の下に砂の堆積する幅約1.1mの素掘溝を確認している。石組溝の中には護岸用と考えられる多数の礫を転石の状態で検出した。なお、第15次調査区北西隅検出した土坑SK4067は、検出状況や土層の堆積状況が似ており、その位置を考慮すると西から東へ流れ、北へ向きを変える溝SD4115の屈曲部と考えるのが妥当である。

B-2期

南北溝SD4121 調査区西辺に掘られた幅約2m、深さ10～20cmの浅い素掘りの南北溝。前述した石敷SX4114付



図116 第129次調査遺構図 1:200

近を南限に認識できなくなる。大量の木屑とともに木簡やその削屑も出土した。一方、SD4121を覆う薄い木屑層の広がりを調査区北半ではY - 16 691からY - 16 685、調査区南辺ではY - 16 686からY - 16 678の範囲で確認した。SD4121には流水による砂層などが確認できなかったため、C期への造成工事の工程で排水用の溝を掘り、それを木屑などで埋め（SD4114堆積土）さらにその上に広範に木屑等を廃棄したものと思われる（木屑層）。

SX4122 調査区南西部で検出した円形の浅い土坑。直径約4m、深さ約10cmで、木屑層を切っている。大量の木屑とともに木簡やその削屑も出土した。

C期（藤原宮期）

南北道路SF4100 調査区東辺で、南北道路の西端を幅約3mにわたって検出した。整地土は約30cmあり、北寄りでは炭や瓦が混じる土層がある。

SD1347 南北道路SF4100の西側溝。幅約5m、深さ約50～80cmの南北溝（SD1347A）。東岸の南端と中程部の一

部には石の集積部があり、石組護岸の可能性がある。西岸にはB期の池状遺構を埋め立てた後に掘られた、幅1m以上、深さ約30cmの南北溝SD4127が先行する。SD1347Aの前身の可能性がある。SD1347の終末期は幅約1m、深さ約20cmの粗砂の堆積する南北溝SD1347Bとなる。石敷SX4124 径約20cm程度の中型礫からなる石敷。南北大溝SD1347Aの西側の一部、調査区北側にも広がる。東西7m、南北11m以上。石敷の西側には青灰色の砂が広がる。前述SD4127を埋めた後に整地土を被せSX4124を設けているため、敷設はC期初頭には遡らない。

C期以降（奈良時代以降）

SD4126 調査区南部を横断する素掘りの溝で、その埋土には多量の石が入る。幅約1.5m、検出面からの深さ約20cm。水田耕作時の排水用暗渠と推定される。SD4125の埋土を切り込む。

（内田和伸）

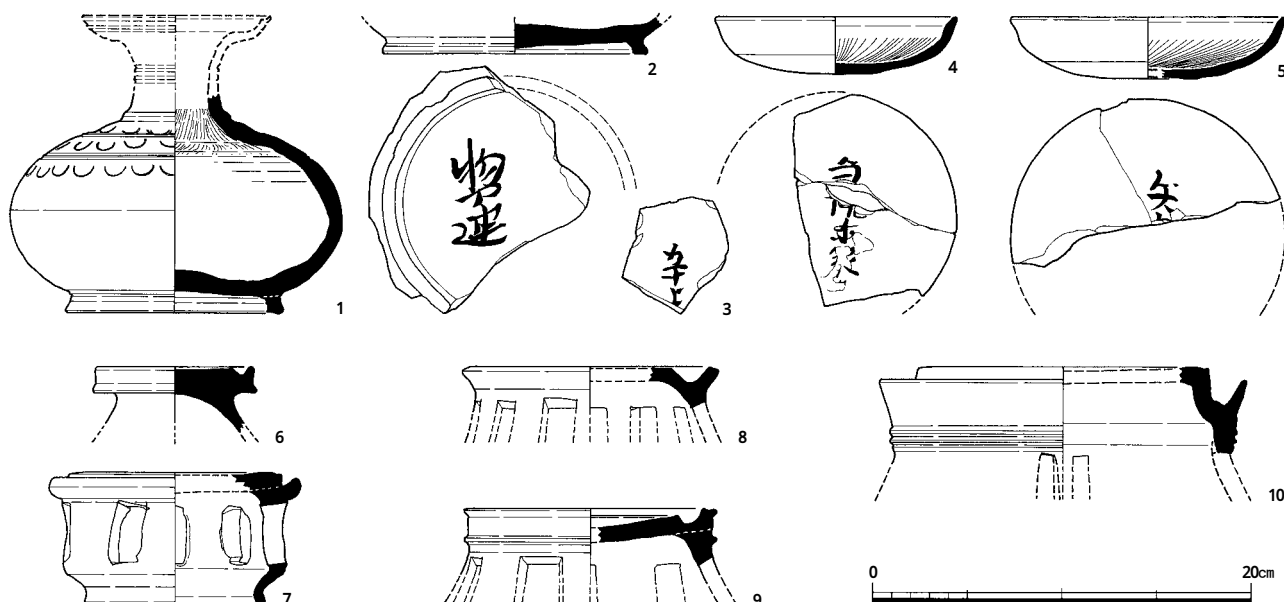


図117 第129次調査出土土器 1:4

3 出土遺物

土器 土器・土製品は調査区全体から多量に出土し、整理用木箱で220箱に達している。本稿執筆時点では整理中のため、特殊な土器を中心に概要を述べる（図117）。

SD1347、SD4090を中心として飛鳥～の土器が多数出土し、その他の遺構からも従来の遺構変遷と齟齬のない遺物が出土したといえる。特徴的なものとしては、SD4090から残存状況の良好なフラスコ形の須恵器長頸壺が7個体以上出土した。また、大型の須恵器鉢や土師器盤など、法量の大きな土器が目につく。ほかに新羅土器、墨書土器、硯、土馬などがある。

新羅土器は長頸壺(1)が出土した。高台部から頸部付根まで遺存している。高台径11.6cm、胴部最大径17.6cm。肩部には2条一組の凹線が2段巡り、中心点がない略半円形の印文を3段に配する。器体は丁寧に調整しているが、施文はやや粗雑で原体も単純である。色調は明灰色、胎土は精良で、断面では赤色粒子を含む明灰褐色を呈する。焼成は良好、硬質である。この個体は、SD1347埋土にあたる壁面崩落土から出土したが、第5次調査において床土から出土した体部破片と接合した。第4次調査出土の頸部(1の破線部分)とも胎土などが酷似するが、これは別個体であろう。

墨書土器は13点出土した。2は須恵器杯Bの底部外面に「物部連」と記す。飛鳥～に比定でき、底部外面をヘラケズリする。高台径13.8cm。3は土師器皿Aの底部外面に「五十上」と記す。2・3は後世の耕作溝出土。4は土師器杯Cの底部外面に「□□〔佐力〕尔□□」と記す。口径12.6cm、器高3.0cm、

径高指数24。a0手法。SD4090の堆積土出土。5も土師器杯Cの底部外面に「矢□」と記す。口径14.4cm、器高3.3cm、径高指数23。a0手法。4・5とも径高指数が高めだが、飛鳥～に比定できる。このほか墨書土器は包含層から「丈」と記す須恵器杯Bなど5点が出土している。またSD1347、包含層などに、「×」と針書した土師器杯Cが2点、「×」や直線などのヘラ記号をもつ須恵器破片が12点ある。

硯は円面硯が6点、須恵器杯Bや蓋などを利用した転用硯が27点出土した。6・7は珍しい器形の円面硯。6はスリバチを伏せたような形態で、硯面径8.2cm。7は硯面径13.0cm、器高7.0cm。海は幅が狭く、外縁は低く丸みを帯びた形態である。陸に薄く墨が残る。脚部の透孔は粗雑な形で、7個に復元できる。脚下端は内側にすぼまっている。C期造成土出土。8は硯面径12.6cm、SD1347出土。9は硯面径12.0cm、C期造成土出土。10は硯面径19.0cm。透孔は幅狭い長方形とみられるが、個数は不明。包含層出土。

土馬は小片2点と、頸部を欠くSD1347出土の1個体がある。円板は31点、有孔円板は5点、紡錘車は1点が出土した。漆が付着した須恵器、土師器は109点、付着物から灯明皿とみられる土器は須恵器杯Bなど7点ある。このほか埴輪、土玉、ロクロ土師器、製塩土器、東国系黒色土器なども少量出土している。（石橋茂登）

瓦 瓦類のうち軒丸瓦は角端点珠型式の素弁八弁蓮華紋軒丸瓦（石神E種）が2点、型式不明が4点出土している。軒平瓦は川原寺の四重弧紋軒平瓦651Eが1点と、奈良時代の均整唐草文軒平瓦6664D・Rと、6691A・Fが各1点出土している。総量は丸瓦226点（25.35kg）・平瓦670点（54.39kg）。（寛和也）

木製品・金属製品等 木製品は小型コンテナで82箱、金属・石・土製品等は同じく5箱ある。このほかに加工木が189箱、木炭、動・植物遺存体も17箱ある。木簡等を含む採集土壌の洗浄が継続しており、今後も遺物量は増加する。これらは主として包含層、SD1347(C期)、SD4121・SX4122(B期)、SD4090・SD4115・SX4113(B期)などから出土した。主な木製品には工具・農具・紡織具・服飾具・容器・籠編物・遊戯具・楽器・祭祀具・部材など、金属・石・土製品等には銅人形・銅刀装具・鉄釘・鉄板・銅銭・サヌカイト剥片・砥石・冶金関連遺物など、動・植物遺存体には獣骨・魚骨・種子などがある(図118)。

木製品 19は四側面を平滑に整え、両端部をわずかに窄める四角柱状品。長さ7.7cm、中央部幅0.5cm。針葉樹。SD1347出土。長登銅山跡出土例(鹿角製品、8世紀前半代)からみて工具の可能性もある。20は木針。先端は剣先状、頭部は圭頭状でその下に長方形孔を穿つ。板目材。長さ13cm、幅1cm、厚さ0.2cm、長方孔は0.4×0.6cm。SD4090出土。21は滑車形製品。遺存不良。針葉樹。横木取り。中央部が円柱形で、両側面が笠形をなす。側面から中心に円形孔を穿つ。回転のために側面が磨滅したとみられる。回転台などの軸受部か。側面径7.5cm、軸径3.6cm、孔径1.1cm。SD4090出土。

17は円柱形の材中央を「V」字形に削り、横軸用の円形孔を小口面から貫通させる。中央部が磨滅し、滑車ないし糸巻かとも考えられるが定かでない。幅5.1cm、径3.6cm、孔径1cm。針葉樹。B期末埋立土出土。22は糸巻横木。2枚1組で十字形をなす古代に通有の形態。長さ10cm、幅2cm、厚さ0.9cm、孔径1cm。23は糸巻枠木。22と組み合う。3本が伴出した。長さ27.8cm前後、中央部径1.4cm前後。後世の耕作溝出土。

26は平面が小判形の剝物逆印籠蓋。針葉樹板目材、横木取り。ほぼ完存。頂部に略した宝珠形つまみがつく。厚手で、立ちあがりには断面台形を呈する。長径7.2cm、短径6.2cm、高さ2.8cm。B期末埋立土出土。27は円筒形の剝物漆器。針葉樹、縦木取り。約半分が残る。胴部から口縁部は薄く、底部は厚い。漆は外面全体に塗るが、内面には施さない。口径7cm、高さ11.4cm。SD4090出土。28は挽物の漆器椀A。全周の2/3が残る。広葉樹。横木取り。底部が薄く、胴部が厚手で、口縁部はわずかに内

湾する。底部中心に轆轤爪痕1孔が残る。漆は外面全体と口縁内面上部(幅1.5cm)に施す。漆膜上面に木理が浮き出す。漆と木地を削り補修して使用。口径15cm、高さ6.3cm。SD1347出土。

1~10はSD1347一括出土の斎串。針葉樹。板目材。頭部は圭頭状、左右に1カ所の切込、先端は剣先状にする。同一材から連続してつくったものが、2枚ずつ3組ある。長さ15.5~18cm、幅1.3~1.6cm、厚さ0.1~0.5cm。SD1347出土。11は人形の頭部と思われるが、胸以下がなく定かでない。広葉樹。板目材。目、鼻孔、口を線刻で表現。頭頂は冠帽の表現か。SD4090出土。

24は把手。針葉樹、柁目板。下辺中央を梯形に切り欠き、握とする。握下辺は溝状に割り込む。長さ20cm、高さ4cm、厚さ0.8cm。SD1347出土。25は不明部材。針葉樹。縦木取り。上部1/3が柄。脚部であろうか。幅5.9cm、高さ10.3cm。B期末埋立土出土。

29は用途不明の剝物。針葉樹。琵琶形で、一方の面に長方形と楕円形の浅いほりこみがあり、胴部中央に長方形孔が貫通する。他面は平滑。長方形ほりこみを中心にして墨痕があり墨壺転用品の可能性もあるが、楕円形ほりこみ部の墨痕はわずか。SD4090出土。18は不明品。針葉樹。長さ9cm、径2.1cmの円柱状で、両端部を面取する。基部はやや膨らむ。先端小口面から円形孔が貫通する。孔径は先端で0.9cm、基部で0.2cm。SD1347出土。30は用途不明。広葉樹か。一端から幅2cm分を残して上面を一段低く削る。段から2.4cm内側に方形孔を開け、さらに約1cm間隔で5孔を開ける。SD4090出土の資料である。

金属製品 12~16はB期末の木屑層から一括出土した銅人形。風蝕するが地金は赤銅色の金属光沢を放つ。幅1.1~1.3cm、厚さ0.4~0.5mmの銅板製。いずれも鋳加工。形態と加工法により2大別できる。一つは長さ3.1~3.3cmのもので3点ある。首と腕の切込を入れ、足は股を稲妻形の切込で、目と口はほぼ水平の線刻で表わす。ただし顔の表現の不十分なものや、股の付け根の切込方向が異なるものもある。他は、長さ4cm程のやや長いもので2点ある。首と腕の切込があり、足は股の切込が垂下し、顔は左辺にかかるように切込を入れ、顔面右にも2本の線刻がある。ただし、13は顔の線刻が不十分で、股を切り込まないまま銅板が屈曲する。(小池伸彦・富永里菜)

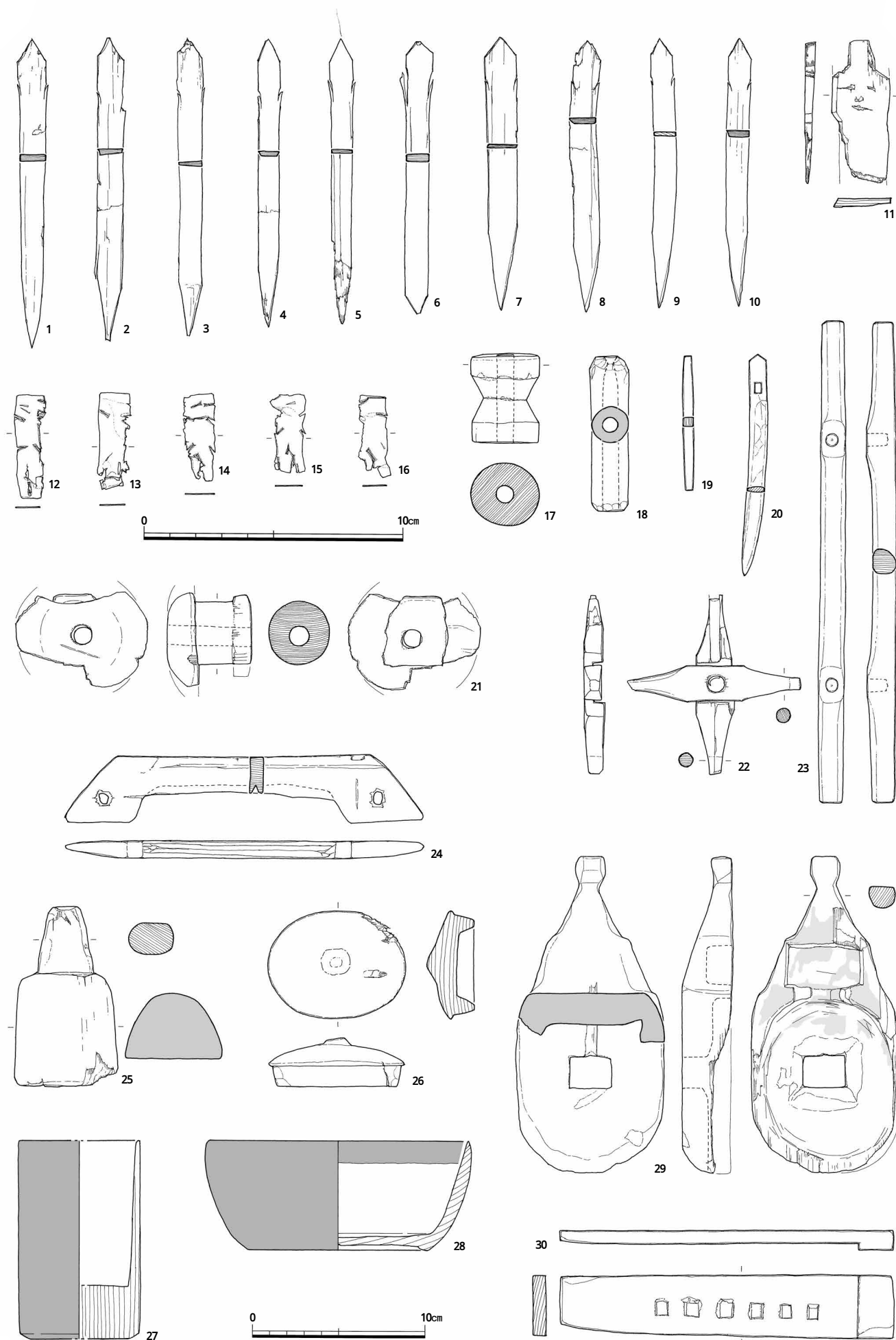


図118 第129次調査出土木製品・金属製品 1:3 (12~16 1:2)

表15 サト表記の変遷（紀年銘木簡より）

年紀	記載内容	遺跡	年紀	記載内容	遺跡
天智4 乙丑年	三野国ム下評大山五十戸	石神遺跡(15次)	天武13 甲申年	三野大野評堤野里	石神遺跡(15次)
天武4 乙亥歳	知利布五十戸	石神遺跡(16次)	天武14 乙酉年	三野国不波評新野見里	石神遺跡(15次)
天武6 丁丑年	三野国加尔評久々利五十戸	飛鳥池遺跡	朱鳥1 丙戌年	大市部五十戸	石神遺跡(16次)
天武6 丁丑年	三野国刀支評恵奈五十戸	飛鳥池遺跡	持統1 丁亥年	若狭小丹評木津部五十戸	飛鳥池遺跡
天武7 戊寅年	汙富五十戸	石神遺跡(15次)	持統2 戊子年	三野国加毛評度里	飛鳥京苑池
天武7 戊寅年	尾張海評津嶋五十戸	飛鳥京苑池	持統4 庚寅年	三川国鴨評山田里	石神遺跡(15次)
天武7 戊寅年	高矢五十戸	藤原宮跡	持統5 辛卯年	尾治国知多評入見里	藤原宮跡
天武8 己卯年	□□五十戸	石神遺跡(16次)	持統5 辛卯年	新井里	伊場遺跡
天武9 庚辰年	三野大野評大田五十戸	石神遺跡(16次)	持統6 壬辰年	三川国〔鴨評〕高椅里	石神遺跡(16次)
天武10 辛巳年	柴江五十戸	伊場遺跡	持統6 壬辰年	万枯里	石神遺跡(16次)
天武10 辛巳年	鴨評加毛五十戸	石神遺跡(15次)	持統8 甲午年	知田評阿具比里	藤原宮跡
天武12 癸未年	三野大野評阿漏里	藤原宮跡	*以下、郷里制施行(717)まで「里」表記		

4 木簡

はじめに

SD1347・4090・4121を中心に各種遺構から出土しており、数百点となる見込みである。詳細は『藤原木簡概報18』に委ね、ここでは現時点での概要を報告する。

釈文は遺構別に掲げたが(史料A)、後述する三川国の仕丁関連木簡などを除けば、遺構ごとに顕著な特徴はみいだせない。そこで個別の出土遺構は一旦捨象し、出土木簡全体をみていく。なお、今回出土した木簡は、南接する第15次調査区から出土した木簡(以下「15次木簡」と呼ぶ)と共通する点が多い。15次木簡は『紀要2003』で概要を述べたが、新たな知見もあるため、関連する木簡(史料B)については言及したい。

木簡の年代 年紀のある木簡は、乙亥歳(天武4年、675)から壬辰年(持統6年、692)のものまで10点ある。第15次調査で出土した紀年銘木簡も10点あるが、乙丑年(天智4年、665)のものを除けば、戊寅年(天武7年、678)から庚寅年(持統4年、690)の範囲におさまり、第16次調査の木簡とよく似た時期を示している。

年紀のない木簡についても、コホリの表記は「評」に限られるため、700年以前となる。サト表記は15次木簡と同様、「里」に比べて「五十戸」が多い。表15によれば、天武10年(681)までは「五十戸」、天武12年(683)から「里」があらわれ、一部「五十戸」表記が残るが、持統2年(688)以後は「里」に統一されるようになる。制度外のレベルでは、持統朝以後も「五十戸」表記は完全にはなくならないが(『万葉集』第892番歌の貧窮問答歌、『平城宮出土墨書土器集成』79~81など)、大体の目安として、評制下の「五十戸」表記のものは天武朝、「里」表記のものは持統朝の木簡とみてよからう。

以上、天武・持統朝の木簡が大半を占めていると判断できるが、書風や表記などの点からも特に矛盾しない。仕丁制に関する木簡群

今回出土した木簡で特徴的な点のひとつに、仕丁制に

関連する一群があげられる。仕丁は50戸から2名ずつ徴発され、1名は立丁として官司の雑役に従事し、もう1名は廩丁(カシハデ)として炊飯の任にあたることになっていた。『日本書紀』には仕丁に関わる記事がいくつかみられ、少なくとも7世紀後半には仕丁が存在したとみて間違いはない。第15・16次木簡は、そうした7世紀における仕丁制の実態を示す貴重な史料群である。

米支給の帳簿 史料Aの25・26、史料Bの54が該当する(以下、番号をもって木簡を特定する)。

25は長さ10寸(約30cm)・幅2寸(約6cm)の大型帳簿である。「地名」+「容量」でひとつの単位を構成するが、概して地名の文字は大きく書かれ、容量の部分は小さい。「鳥」の右横の文字のように、書き損じをそのまま残した部分も見受けられる。「鳥取」「桜井」「青見」「知利布」は三川国青見評(後の碧海郡)のサト名である。容量は「二升」とあるため、三川国青見評のサトから徴発された仕丁に1日分の食料米を支給した際の帳簿であると一応理解できる。

ただし「汙^う久^く皮^は」「^い的^く」のことか)以下の地名は青見評に存在したことを確認できず、別の評を考えるべきかもしれない。また、地名と容量の間に、「□□」「戸」「ツ」「手」などの語句が入るが、使い分けについては不詳。なお「戸」字は一見「乃」にみえるが、26に「方原戸」という用例があるため、「戸」と釈読した。同時代史料からよく似た字体を探すと、飛鳥池遺跡の炭層下整地土から出土した木簡があげられる(図119)。

さらに25を理解するには、共伴して出土した、「桜井君」「神



図119 7世紀の「戸」字



図120 第129次調査出土木簡

〔史料A〕石神一六次出土木簡
南北溝SD四〇九〇（堆積土）

- 1 〔海力〕
□浅井評 (80)・27.6.019
- 2 〔廿四力〕
壬辰年九月□□日 三川国□
・高橋里 物ア□乃井六斗 (210)・24.5.039
- 3 壬辰年九月廿四日万枯里長ア大真
・呂五斗 213・29.6.032
- 4 鴨評万枯里物ア稲都弥米五斗
217・20.3.032
- 5 壬辰年九月七日三川国鴨評□□
(199)・(12)・5.081
- 6 三川国鴨評□
(100)・26.4.039
- 7 三川者豆評□
(107)・26.4.039
- 8 三河穂評穂里穗ア佐
135・20.2.032
- 9 ・□毛評嶋
六斗 (91)・21.2.039
- 10 ・佐由評中川里□□
・田□米俵 132・25.3.032
- 11 次評 山ア五十□
煮 (118)・21.2.039
- 12 ・汗和評仕俵
・□□五桶五 (107)・(23)・3.081
〔サリ十〕
- 13 竹田ア五戸俵六斗
131・22.6.033
- 14 山田五十戸国□
(96)・26.2.081
- 15 〔アカ〕
□平嶋俵米六斗 (145)・20.3.039
- 16 杉原甘菜 111・13.2.032

17 □□甘菜 □□

111・20.4.032

18 ・戊子年□

・□

(103)・22.4.019

19 ・人長浴ア長□

・□

(88)・(18)・3.019

20 ・乎 有朋自遠方来 □

・

〔大カ〕

「大大大大□□□」(左側面)

・

(259)・(11)・18.081

南北溝SD四〇九〇（埋立土）

21 三川国鴨

97・20.3.031

22 □岐国多度評方□

(109)・18.3.039

南北溝SD四二二一

23 □□…前牒吾

(26+96)・22.3.019

24 ・□

□

長浴ア直事以白ナ

・

□ 326・(15)・5.081

25 ・□

鳥取□□一升桜井戸二升一升□

青見□□二升知利布二升 汗久皮ツ二升

・加牟加皮手五升

神久□□二升小麻田戸二升 296・57.5.051

26 ・方原戸仕丁米一斗

・「阿之乃皮尔之母□」

(168)・29.2.051

27 ・□□〔年カ〕
□三野国大野評

・□五十戸六斗

(120)・18.3.081

28 ・己卯年八月十五日□

・□□五十戸神人ア□

(96)・32.2.039

29 加ツ遠木太比

103・23.4.032

30 ・大徳世

・□□□

90・21.5.011

木屑層

31 ・□見評

・□五斗

(92)・20.3.039

32 己卯年十一月三野国加尔評

140・34.5.031

33 穴評五十戸

(122)・17.6.039

34 〔戸カ〕
□養俵六斗

(161)・24.5.011

35 留之良奈你麻久（刻書）

阿佐奈伎尔伎也（刻書）

91・55.6.065

土坑SK四二二一

36 ・竹田五十戸六人ア乎

・佐加柏俵冊束

121・20.3.032

37 依地評□

(90)・28.4.039

38 ・壬午年廿日記□

□ (92)・22.6.019

C期造成整地土

39 □五斗五□中

(132)・12.5.081

40 羽栗評三川里人□□

123・25.5.039

41 三川国青見評大市ア五十戸人

・大市ア逆米六斗

195・23.3.032

42 ・丙戌年□月十一日

・大市ア五十戸□□

(100)・14.2.019

43 三川青見評□□□

140・21.3.032

44 〔五十戸人長浴ア開

(132)・23.2.081

45 ・□真奴寸人神人ア□

・□□□

(118)・24.3.081

46 末呂六斗

125・29.5.032

南北溝SD二三四七（堆積土）

47 □□□評

大夫等前謹啓

091

48 ・乙亥□十月立記知利布五十戸

・□止□□下□長ア加□小□米□□

(264)・27.3.081

〔歳カ〕

49 ・□辰年□

〔庚カ〕三野大野□

〔評カ〕

・□ア稲□六斗□□

〔田カ〕

〔耳カ〕

169・30.6.033

50 小田評甲野五十戸日下ア開海□□

184・22.5.011

51 於賦

82・20.3.032

〔螻カ〕

52 ・加支□□□

□□□

45・19.3.032

53 ・九々八十一□□□

(71)・(19)・4.081

〔史料B〕石神一五次出土木簡

54 ・委之取五十戸仕丁俵物□□

「建建」〔三カ〕

・二斗三中神井弥□□□

・銀銀釜□重子□小子□□

建建□建

197・40.2.011 SK4069

55 三野五十戸□大夫馬草四荷□□

〔書カ〕

〔奉カ〕

56 ・鮎川五十戸丸子ア多加

□鳥運淡佐充干食同五□□三枝ア□

〔大カ〕

・□□ア□

□ア白干食大野五十戸委文ア代□

〔須カ〕

(185)・(28)・5.081 SD4089

久君」「汗久皮ツ」などの対応する語句を含む大型の帳簿木簡も合わせ考える必要がある。だが本木簡については、接続関係をはじめ検討課題が多々残っているため、今回は釈文の掲載を見合わせることにした。

26の「方原」は後の参河国宝劔郡形原郷にあたる地名である。仕丁は1日2升の米が支給されたので、この木簡は仕丁に5日分の米を支給した際の帳簿と考えられる。裏面は別筆で「あしのはにしも…」と万葉仮名で記す。「葦の葉にノ霜…」といった意味の和歌であろうか。二次的な墨書であり、表面の内容とは無関係である。木簡の下端は表裏ともに文字が切られており、二次的整形を受けている。

54の「委之取」は後の参河国碧海郡鷲取郷。同サトから貢進された2名の仕丁の名が記されており、立丁と廩丁に該当するか。なお廩丁は、56にあるように、当時「干食」と表記された。8世紀の史料で廩丁を「干」と記したものが散見されるが、「干食」を省略したものと考えられる。また「中」という単位は39にもみえる。

以上の3点は、米の支給単位や木簡の記載方法など異なる点もあるが、三川国の仕丁に対する米支給の帳簿という点で共通している。このように三川国の仕丁に関する木簡がまとまって出土したのは、仕丁が出身地ごとに集団を形成していたことと関係があると思われる。

この問題を考える際、「三野五十上」と書かれた55が参考になる。「五十上」は「五十長」と同義であり、この場合、仕丁50人集団の統率者を意味する(第16次調査でも「五十上」と書かれた墨書土器が出土)。「五十上」に「三野」を冠することから、三野国出身の仕丁50人からなる集団が形成されていたことが判明する。平城宮木簡のなかにも、仕丁が国別に把握されていたことを示す事例があり(『平城木簡概報17』13頁)、出身地による仕丁編成は一般的なものであったといえよう。

養米荷札 8世紀以後の「庸」は、歳役の代納物であり、仕丁などの生活費以外にも、中央政府が雇役した人夫への雇直や食料として使用されることになっていた。しかし7世紀の「庸」は、仕丁らへの資養物としての意味合いの濃い「養」という表記をとるのが一般的であった。

こうした「養」に関する木簡が34である。34は上端を二次的に尖らせた状態で出土しているが、もとは貢進荷札であったと考えられる。「養六斗」は養米6斗という意

味である。米6斗は、仕丁に支給される食料米の1ヶ月分に相当する(2升×30日=6斗)。

7世紀の貢進荷札では、8世紀の荷札のように税目名を記すことはあまりない。34は「養」と明記した貢進荷札としては、15次木簡の2点、藤原宮出土の1点(『藤原宮木簡1』162号)につぐ4点目となる。だが「養」と書かれていなくても、「(米・俵)六斗」とあれば、養米荷札の可能性があり、34以外に7点確認される(2・13・15・27・41・46・49)。

このうち13は「五戸」に関する史料である。五戸からの貢進荷札は春米が多いのが特徴的である。しかし近年では、二条大路木簡の若狭国遠敷郡青郷から貢進された贄の事例(15次木簡にも「安五戸」が「布奈」を貢進した荷札があり、贄の可能性もある)や、酒船石遺跡第23次調査で布を貢進した例(『明日香村調査概報平成14年度』)が知られるようになり、多様な税目を想定する必要性がでてきた。養米も五戸によって貢進する場合があったことになる。ただし13の「竹田ア五戸」は、後の若狭国見方郡竹田郷に関わる可能性があり、若狭国の特殊例とみられなくもなく、事例の増加を待ちたい。

また「仕俵」と書かれた12も、養米に関わる可能性が高い。平城宮跡や宮町遺跡(紫香楽宮推定地)から出土した木簡には、仕丁を「仕」と略記する例があり(『平城木簡概報17』13頁、『宮町遺跡出土木簡概報2』2頁)、仕丁の食料米を詰めた俵に付けた木簡と考えられる。だが荷札としては異例の書式であり、問題も残る。

三川・三野国の養米荷札 養米を貢進した地域をみると、三川・三野国のものが際だって多い。

まず三川国からみていきたい。ほぼ確実な養米荷札は2・41の2点であるが、他にも推定可能なものがある。

第1は、2と同じく、SD4090東南部の木屑が密集する場所から出土した3～6である。これらの地名は三川国鴨評(後の賀茂郡)で共通し、壬辰年(持統6年、692)9月のものが3点あるため、一括廃棄の可能性はある。「米五斗」の貢進荷札は、8世紀の事例では春米・庸米いずれもありえるが、3・4は養米と判断できよう。

なお、三川国鴨評の貢進荷札としては他に21が存在する。層位的にはSD4090の埋土から出土したが、上記5点の木簡と出土地点はほぼ重なりあい、一連とみることもできよう。また14の「山田五十戸」は複数の候補があ

るが、2～6と一連の出土状況を示し、三川国鴨評に関わる可能性がある。ただし14は「五十戸」表記であり、木簡の作成された時期は異なる。

第2は、三川国青見評の42・43である。上端折れの31も青見評のものであろう。この3点の木簡は、41と同じく、調査区北西部のC期造成整地土・木屑層から出土しており、41・42は「大市ア五十戸」で共通している。この4点が一括廃棄されたとみてよければ、すべて養米荷札であった可能性が生じることになる。

三川国からの貢進荷札は他にも7・8があり、15次木簡でも4点以上出土している。これらも大半は養米荷札ではなかろうか。ちなみに15次木簡の三川関連木簡は、第16次調査区と近接する場所で出土している。

三野国の養米荷札としては、9・27・49があげられる（9は後の美濃国賀茂郡志麻郷にあたと推定）。三野国の貢進荷札は他に32があるが、こちらは第15次調査で出土した「乙丑年」（天智4年、665）木簡や、飛鳥池遺跡出土の「次米」木簡2点と形状が類似しており（『紀要2003』参照）養米荷札ではないように思われる。

なお15次木簡には三野国からの貢進荷札が8点以上含まれていたが、少なくとも3点は養米荷札である。しかもそのうち2点は、27・49と同じく大野評のものである（「干食」と書かれた56に「大野五十戸」がみえるのも関係しようか）。三野国の場合、三川国のように遺構ごとの顕著な特徴はみだしにくい、遺跡全体として多数の養米荷札が出土している点は認められよう。

このように第15・16次調査では、三川・三野国の養米荷札が多数出土していることが大きな特徴としてあげられる。このことと、調査区の近辺で三川や三野国出身の仕丁が勤務していたこととは無関係ではなかろう。仕丁の資養物である養は、仕丁の出身地から送られるものであった可能性が高まったといえるのではなかろうか。それがサト・評・国のいずれに対応するのか（あるいは対応しないのか）、興味深い問題である。

この問題を考える際、「汗和評仕俵」と記された12が注目される。この俵を貢進したのは石野五十戸であろうが、その用途はあくまでも汗和評の仕丁に対する食料米であり、それが「汗和評仕俵」という表現に示されているのではなかろうか。また、三川国鴨・青見評の貢進荷札が一括廃棄された点についても、同評出身の仕丁によって

消費されたことを反映している可能性がある。25にみたように、青見評の仕丁に対する米支給の帳簿が存在したことも想起される。

このように仕丁への養は出身地の評から送られた可能性があるが、さらなる史料の増加を待って判断したい。その他の木簡

文書木簡 23・47は7世紀に一般的な前白木簡の一種。上申文書の書式としての「牒」「啓」が7世紀に遡ることは、すでに木簡資料から知られている（木簡学会『日本古代木簡集成』東京大学出版界、2003年）。さて47は「評大夫」と読んで、評の長官などを意味したと考えることもできるが（「評君」という用例であれば、法隆寺旧蔵の観音菩薩立像・幡の墨書銘にある）、「□□□評」と「大夫等…」は若干行が異なっているため、両者は切り離して理解するのが妥当であろう。□□□評から大夫らに対して謹んで上申する、という内容だと考えられる。

48の「月立」は「ツキタチ」と読むことができ、「朔」「月生」に通じよう。「日付＋記」という書き出しの記録簡は38のほか、15次木簡にも多数存在し、7世紀には一般的な記載方法といえる。なお「知利布」は25にもみえる。裏面の「米」の上の文字は「春」もしくは「養」である。後者とすれば、仕丁制との関連がでてくる。

24は「長浴ア直ちに事を以て白し了り下す」と読むのであろうか。なお19・44にもある「長浴ア」については、山田遺跡（山形県鶴岡市）出土の部姓を列挙した木簡に「長浴マ」と確実に読めるものがある（『木簡研究22』口絵参照）。よって19・24・44も「浴」と釈読してよいと判断した。15次木簡（『藤原木簡概報17』73号）にも「長浴ア」と読めるものがある（以上、図121）。「長浴ア」はごく一

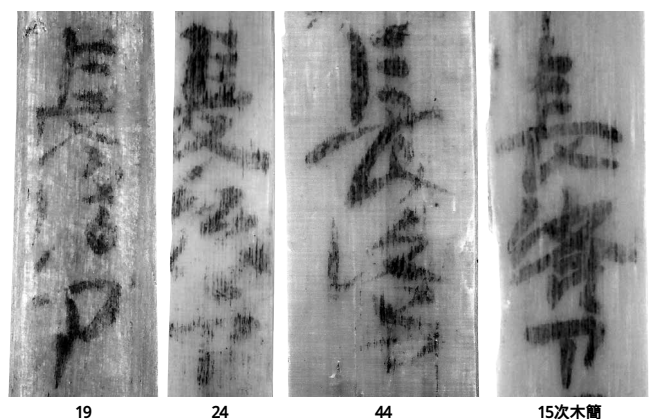


図121 「長浴ア」と書かれた木簡

般的な部姓とみられるので、「長谷部」に相当するのではなかろうか。

荷札木簡 前述のように、養米など米の貢進荷札が多いのが特徴である。それ以外のものとしては、まず36の柏がある。柏は葉を重ねて束にし、俵に詰めて送られる。単位は「束把」である。『延喜式』民部下には、丹波国は年料別貢雑物として柏を貢進することがみえるため、後の丹波国氷上郡竹田郷から貢進されたと考えられる。

29・51・52は魚介類の付札である。29は「カツヲキタヒ」と読める。「鯉膳」のことであろうから、干し鯉の意となるか。カツヲの荷札は15次木簡にも3点あるが、一般的な「堅魚」に加え「加都男」という表記がとられ、また8世紀木簡のように長大な形状ではない。51の「於賦」は「オフ」と読み、白貝を意味する。52の「加支螻」はカキアワビである（「螻」は「鰯」に通じる）。

16・17は「甘菜」の付札で、はじめての出土である。

つづいて、荷札の地域性について整理したい。三川・三野以外の地名比定の可能なものを七道順に以下列挙すると、40尾張国葉栗郡、1近江国浅井郡、36丹波国氷上郡竹田郷、11隠岐国周吉郡〔山部郷〕、37隠岐国隠地郡、10播磨国佐用郡中川郷、50備中国小田郡甲努郷、22讃岐国多度郡〔方田郷〕、12伊予国宇和郡石野郷となる（〔 〕は『和名抄』にない郷名）。尾張・近江・隠岐の貢進荷札は、15次木簡にも比較的多くみられた。

このうち22は、「多土評難田□／海マ刀良佐匹マ足奈」という15次木簡が存在するため、「方田」（カタダ＝難田）というサト名であったと推定できる。なお『和名抄』には同郡のサト名として「弘田郷」がみえる。一方、延暦24年（805）9月11日・大同3年（808）6月19日官符（『平安遺文』4314号、4332号）では、空海について「讃岐国多度郡方田郷戸主正六位上佐伯直道長戸口同姓真魚」と記されている。そこで従来、空海の本貫地「方田郷」は「弘田郷」の誤記とするのが通説であった。だが「方田」（難田）というサト名は7世紀に遡るため、9世紀初頭に「方田郷」が存在しても何ら不自然ではない（「弘田」との関連は別途考える必要がある）。空海は佐伯氏の出身であるが、前掲の木簡に「佐匹ア」（「佐伯部」に通じる）がみられるのは、大変興味深い。

最後に、注意を要する貢進荷札についてふれておく。

32は「己卯年」が天武8年（679）にあたるため、天武

12年～14年の国境確定事業に先立つ「国」表記の史料がさらに増えたことになる。表15にも一部あるように、天武12年よりも前の確実な「国」表記をとる史料は全部で4点あり、いずれも三野国のものである。しかし三野国の貢進荷札のなかにも「国」字を書かない例はあり、49をあわせ3点が確認できるが、すべて大野評のものである点は注目される。「国」字を省略した木簡は他にも知られるが、「尾張海評」のものが2点ある（『藤原木簡概報13』16頁、『奈良県調査概報2001』52号）ことも参考にすれば、「国」字の省略は特定の評に限ってみられる表記上の問題であり、「国」字の有無は「国」成立の問題とは直接には関係しないとみるべきだろう。

45の「寸」は「村」の略字である。上端・下端ともに欠けているが、貢進荷札とみられる。7世紀の貢進荷札の書式は「（国名＋評名＋）五十戸・里名＋人＋人名」が一般的であるため、「寸」はサトと同義となろう。

33は「穴評五十戸」とあり、サト名が書かれていない。同様の表記は飛鳥京苑池遺構出土の「遠水海国長田評五十戸」と書かれた木簡（『奈良県調査概報2001』54号）にもみることができる。コホリとサトの名前が同一であったため、サト名を省略したのではなかろうか。

44・50の「閑」は人名「マロ」のことであるが、7世紀木簡の増加につれ、当時一般的な用字であったことが判明しつつあり、15次木簡にもみることができる。

習書木簡・その他 20は『論語』学而篇の一節を記す。15次木簡にも「論語学」と書かれた削屑がある。20の表面の最後の文字は「不」もしくは「亦」であろう。意味のまとまりごとに1文字程度の空白を設けて文字を記している。左側面の「大」字は別筆である。『論語』を習書した7世紀木簡は、飛鳥池遺跡、観音寺遺跡（徳島市）でも出土しているが、それらも20と同じく角柱状木簡である。韓国の鳳凰洞遺跡（金海市）でも、角柱に『論語』を習書した木簡が出土している。こうした角柱を用いた『論語』の習書方法が、朝鮮半島を経由して伝えられたことを示していて興味深い（東野治之「近年出土の飛鳥京と韓国の木簡」『古事記年報』45、2003年）。

53の九九は、呪句の可能性も否定できないが、習書とみるのが無難であろう。15次木簡にも九々がある。『論語』とともに、当時の官人にとっての必須科目である。

35は羽子板状の木製品に刻書したものである。この種

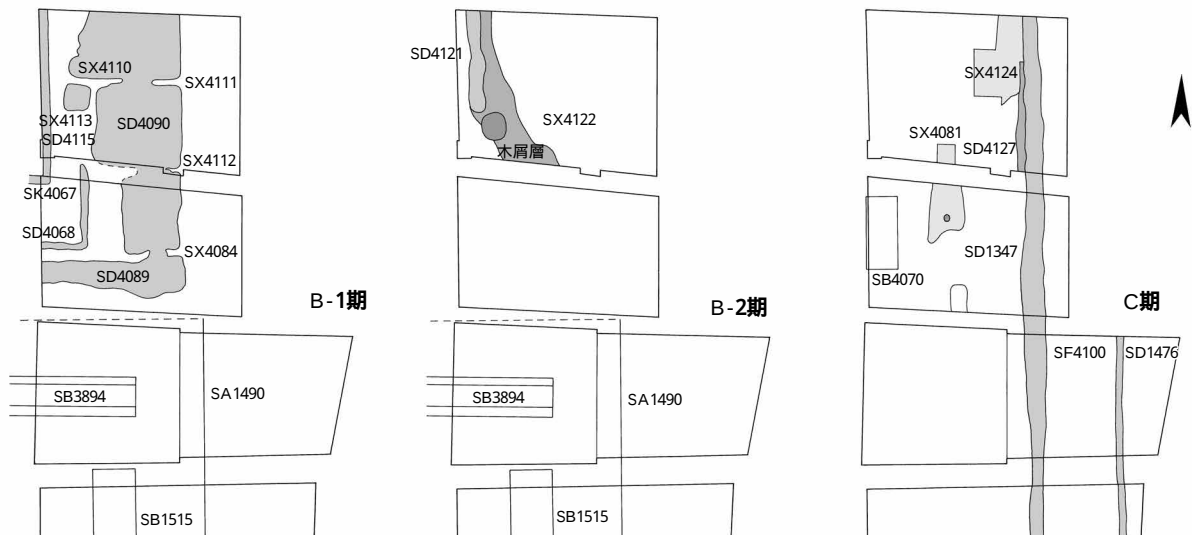


図122 遺構変遷図

の羽子板状の木製品のなかには、木簡を二次利用したものが多く、35は整然と文字が割り付けられており、羽子板状に整形してから文字を刻んだことは明らかである。7文字ずつ2行にわたって記されており、万葉仮名で読むとすれば「るしらなにく／あさなきにきや」となる。ただし当時の日本語ではラ行で始まる言葉はなかったとされており、冒頭は「とどめし…」と読むべきなのかもしれない。26と同じく和歌の可能性はある。

30は「大徳」と記しており、15次木簡に仏教用語を記した習書が多数みられたことが想起される。

そのほか釈文には掲げなかったが、呪符の可能性のある木簡が数点で、うち1点には「勅」字がみえる。また、木簡を定木に転用したもの（本誌14～15頁参照）や、墨書はないが封緘状の木製品も出土しており、紙を使った文書行政との関連を示唆している。

小 括

以上のとおり、第15・16次調査で出土した木簡は共通点が多い。内容的には仕丁制に関する一群が目につくが、文書・貢進荷札・習書・呪符・削屑など多彩な内容の木簡が含まれる。第15・16次調査区で検出した建物SB4070の1棟のみであるが、この近辺で木簡を使った事務作業が活発になされていた点は確実であり、官衙が存在した可能性は十分に考えられる。その際、有力な候補となるのが、雷丘の近くに所在したとされる民官である。木簡の中に仕丁の食料米に関わる養米の貢進荷札の出土が多かったこともあり、『日本書紀』朱鳥元年（686）7月戊申条の「民部省の庸を蔵むる舎屋」（「民部省」は「民官」、「庸」は「養」の文飾であろう）と結びつけたくなる。だが仕丁の労務先は様々な場所が想定されるだけに、養米荷札はいずれの官衙地区からの出土もありえる。官司の比定については、今後の課題とする。（市 大樹）

5 まとめ

本調査の結果、調査区の全域がA期には沼沢地であったこと、そして南の第15次調査区で検出したB・C期の南北溝が、本調査区にも続くことを確認した（図122）。この沼沢地や両時期の溝は、本調査区の北へ続く。このことから、第13次・14次調査で検出した石神遺跡施設群の北限から阿倍山田道に至る空間が、7世紀から8世紀にかけて一体的に利用されていたことが明らかである。またその阿倍山田道は、本調査区から、その北を東西に通る県道桜井明日香吉野線付近までが検出想定区域であったが、本調査では確認できなかった。各時期の遺構と阿倍山田道との関係を明らかにすることが、今後の調査の課題と言える。

また紀年銘木簡の新たな出土によって、個々の遺構や各時期の年代観を僅かながらも絞ることができたのも成果である。すなわち、第15次調査では、B期の南北溝SD4090の堆積土を切り、C期の石敷に覆われる土坑から出土した木簡に記された年紀が持続4年（690）であったが、今回、同じSD4090の堆積土から持続6年（692）の紀年銘木簡が出土し、C期の造営開始はこの年までは遡らないことを確認できた。C期の造営は2年後の持続8年（694）の藤原遷都と密接に関わるのかもしれない。

出土した木簡の時期は、第15次調査区出土木簡と合わせても大半は天武朝～持統朝の限られた時期のものであった。特に、仕丁制に関する多数の木簡群は7世紀における同制度の実態を示しうる史料という意味で注目される。なお出土した多数の木簡群や文書用界線割付定木などは、調査区近辺に関係する官衙の存在を窺わせるが、石神遺跡の遺構変遷とその性格付けにも影響を与えるため、慎重な検討が必要である。（内田）